第4号議案 令和6年度事業計画案審議に関する件

愛知県社会保険労務士会(以下「本会」という。)の会務を執行するにあたり、2,900人を超える本会会員へは、透明性のある会務運営と財務運営を旨とし、本会及び社会保険労務士制度の発展のため、継続性と一貫性を保持しつつ、会員目線に立った会務を進めることを基本方針としてきたところであり、令和6年度もこの基本方針を踏まえた事業計画を立案、執行してゆく。

コロナ禍で過ごした過去数年間の出来事は今や私たちの脳裏から消えつつあるが、現在もコロナ 感染症の発症は続いており、今後、新型コロナ以上に強毒なウイルスにより再びパンデミックになるかもしれないし、また、令和6年1月には能登半島地震があったが、この東海エリアに目を向ければ、近い将来襲来するであろう南海トラフ巨大地震等、何らかの事由で会務の執行が中断や停滞することも想定される。本会としては令和6年度も前述の基本方針を踏まえつつ、不測の事態への対応も視野に入れた事業執行を進める。そのためには、コロナ禍で培った経験や知見を基に、平常時を想定した事業計画を立案、執行しつつも、安定した会務執行を妨げる何らかの事態が生じた場合には、総合的な見地から都度、本事業計画を基本としつつ修正、変更ができるよう、臨機応変な判断、対応を常に視野に入れて会務を運営する。

以上の方針を前提とし、令和6年度の本会会務に取り組むものとする。

ところで、私たちをとりまく状況では、日本国政府は企業に働く労働者の賃金引上げを提唱し、そのための諸施策を講じてはいるが、国際情勢や国内外の経済政策等による様々な影響を受け、実質賃金の上昇までは行きとどかず、各種統計ではその効果、効用が充分に見い出せていない状況である。そして国民生活、特に家計支出は諸物価高騰等の影響を受け大きく動揺している。なかでも厚生労働省が進めてきた働き方改革の法令改正も大詰めを迎え、とりわけ対象となる中小の事業所ではその対応に待ったなしの状態となっており、人件費や原材料費の高騰等に売上げ動向の影響が重なり、財務収支のバランスが崩れ苦しい経営が続くなか、目前の問題にも対応しなければならず、日々困窮し疲弊している事業者も少なくない。

このような状況のなか、私ども社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に基づく書類の作成や提出代行を業とする唯一の国家資格者であり、特に厚生労働行政での関係機関等から発出される法律の改正や通達等の事業主への伝達を的確にフォローする存在でもある。従って、近年の働き方改革関連法の施行にもとづく事業主への助言やマイナ保険証等の社会保険制度の改正、また、高齢化の進展に伴う公的年金の手続きや相談等、今後益々多岐にわたり複雑化する社会保障制度では、社会保険労務士のニーズは日増しに増え続けることになる。そのためにも、私たち社会保険労務士は、常に新たな情報を吸収し、依頼者への的確な周知や助言又は必要に応じた指導ができるよう、常に知識の涵養、資質の向上の努力を欠かすことができない。

本会事業では、ここ数年来、会員社会保険労務士が事業者や国民から求められる依頼事項に的確に対応できるよう研修の充実を主眼に掲げてきた。従来からの研修スタイルを維持しつつ、内容の充実や共有化、そして認定スタディクループ等の新しい要素を採り入れ、会員の求めに応ずるかたちで質の向上に努めてきた。同時にコロナ禍で本格的に取り入れてきたオンデマンド発信やWEB会議用ソフト又は研修閲覧ソフト等を利用したWEB研修等、会員への配信方法や受講方法の多様化にも努めてきた。この実績を基に、今後も会員からの好感のもてる研修事業を目指すものである。

また、電子申請の普及と政府が進めるデジタル・ガバメントへの対応等、厚生労働行政の大きな 枠組みでの対応では全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という。)と連携しながら対処 してゆくこととする。

委託事業では、連合会を通じて前々年度から受託している企業主導型保育施設の労務監査を令和 6年度も引き続き誠実にかつ着実に進める。 部・委員会事業では、従来から所掌する事業を推し進めるが、社会貢献事業部の出前授業、がん 患者就労支援相談事業、寄付講座(産官民提携講座)はコロナ前の状態に戻りつつあり、令和6年 度も可能な限り当事業を進めてゆく。また、労働条件審査、地方自治体との災害協力協定等の社会 貢献となる事業も引き続き推し進める。

年金事業部が所掌する年金相談員について、日本年金機構の委託を受けて実施している年金相談 事業における相談員の育成、研鑽に力を入れてゆく。

研修については前述のとおりだが、研修部として引き続き会員のニーズや要望をとり入れ、社会保険労務士の資質向上のために幅広いテーマで展開する。同時に受講スタイルも対面研修を残しつつ、WEBを利用したオンデマンド配信等による研修も進める。更には中部地域連絡協議会や支部の研修の共有化等、質の高い、かつ内容の充実したテーマで、誰もが受講し易い環境での研修システムの構築に引き続き努める。

研修システムの在り方についても検討したい。現状、研修は各部・委員会が所掌する目的により研修を実施している。正副会長が所掌する全体研修、研修部が所掌する本会研修、専門コース研修他研修、年金に関する研修は現在では研修部から切り離し年金事業部会が所掌して実施し、企画部が所掌する研修、勤務等部が所掌する研修(講演会)、電子化推進委員会が所掌する研修、ADR運営委員会が所掌する研修、併せて中部地域協議会が所掌する研修、また、各支部の所掌する研修が多岐にわたり実施されている。中部地域協議会においては中部7県の研修を各県が共有する制度が令和4年度から構築された。本会では愛知県内10支部の研修の共有化も図られているところである。研修の充実は本会事業として是としつつも、会員目線に立ち整理する意味で、令和6年度は各部、委員会が提案した研修項目を研修部が基盤となり横断的に企画、実施する研修システムを構築し、組織として一体感を持った研修実施の内容となるよう検討する。

コロナ禍を契機にWEBを利用したリモートによる研修や会議が常態化したことで、今後もWEBを利用した研修や会議、そして諸々の催事が手軽に開催できるよう、部・委員会や支部からの意見や要望に基づき関連する機器やシステム等ソフト面での整備を進めていくが、従来型の対面での研修や会議もその長所を生かし、対面、WEB、そして両者を融合したハイブリット方式等選択肢を増やし、時と場面に応じた運営方法で実施してゆくこととし、これに関係する電子化推進委員会や研修部、広報部とも連携して利便性向上の検討も進める。この検討は、本会会務のみならず支部の事業活動も含めて引続き整備を図り、柔軟な運営態勢を目指すものとする。

広報活動について、更なる充実と事業展開を検討する。現在本会における広報活動は、広報部が 所掌する通常の広報活動のほか、広報部は社会保険労務士制度の発展、地位向上を目指した広報活 動、また業務部が所掌する広報活動、ADR運営委員会が所掌する広報活動、そして、各部、委員 会が所掌事項に応じた広報活動を行っている。これら各部、委員会の所掌事項に応じた広報活動も、 令和6年度は広報部が基盤となり横断的に企画、実施する広報システムを構築し、組織として効率 性や合理性を重視した広報実施内容となるよう検討する。

企画部の事業としての新事業開拓は、本会事業や社労士業務のポテンシャルを探る重要な出発点と位置付ける。法務・社会保険労務士業務改革委員会も、社労士業務や社労士法上に係る諸問題を連合会に具申し、将来の社会保険労務士界の発展に寄与できる重要な委員会と考える。

そして業務部の従来から実施している専門業務登録員制度や総合労務相談室、社労士の日無料相談会の開催、また、社労士会労働紛争解決センター愛知の業務や労働トラブル相談室の運営も、本会の社会貢献事業の一翼を担っており、国民一人ひとりの依頼に応えてゆくものである。これら事業は地道ではあるがひとつひとつの積み重ねが社会保険労務士会への信頼となり、社会保険労務士の価値観の強化と社会的な地位の向上にもつながるものとして、これら事業の継承も重要である。

本会は支部も含め、会員が役員となり組織し運営する会として、会務に貢献する会員への環境整備のひとつとして、会員が会議構成員として当該会議に出席した際に支払う金銭的な支援として会

議出席時の手当の整備を進めた。会務協力者への環境整備については今後も引き続き必要な措置を 検討し、実現に向けて努力する。

本会組織は主に会員が部員委員や役員に就任し構成されるが、会員がこれら職務に専念し易くなるよう組織体の構成を整備することが必要であり、部・委員会の再編も視野に入れながら、検討を進めたい。

一方、正副会長として、社会保険労務士は労務実務の専門家としての職業倫理の徹底が必要と唱え、入会オリエンテーションをはじめ、その他の場面でも、機会あるごとに会員への職業倫理の徹底を図ってゆく。

そして、本会関係団体である愛知県社会保険労務士政治連盟(以下「愛政連」という。)、愛知中央SR経営労務センター(以下「中央SR」という。)、愛知三河SR経営労務センター(以下「三河SR」という。)、一般社団法人社労士成年後見センター愛知(以下「成年後見センター愛知」という。)、株式会社あいち社労保険センター(以下「㈱あいち社労保険センター」という。)とは、緊密に連携をとり相互に発展するよう努めてゆく。そのなかでも、社会保険労務士の成年後見人としての登用は、社会保険労務士の業務拡大と社会貢献としての意義があり、成年後見センター愛知の事業を通じ、本会として、より現実に即した具体的な支援を行ってゆく。

また、本会が所有する社会保険労務士会館(以下「会館」という。)の運営では会館存続の方針 を維持しつつも、会館運営特別委員会を通じて会員の意見等を聴取し、今後の会館運営の方向性を 探ってゆく。

これら本会事業を展開していくなかで、広く一般国民にも本会活動が周知されるよう執行部、本会と支部とが一体となり、関係機関等とも連携し、社会保険労務士の社会的使命を果たしつつ社会的地位の更なる向上を図る。

社会保険労務士は国民にとり有益な存在であることを広く周知し、社会保険労務士会の発展につながるよう、様々な広報媒体や方法、手段を駆使し積極的な広報活動を展開する。

1. 加速するデジタル化の推進

国のDX(デジタルトランスフォーメーション)推進事業のなかで、私ども社会保険労務士に関係の深い施策のひとつにマイナ保険証があるが、諸々の問題点を含みながらも進められている。また、行政手続きにおける電子申請も、IT化のなかで一般的になりつつある。本会においてもデジタル化に乗り遅れないよう強く推し進めなければならない。

例えば、本会の事業ではWEBを用いた会議や研修があり、社会保険労務士業務では電子申請 や顧問先等とのWEBによる通信や連絡等、そして労務管理の面ではテレワーク等がある。

今後も支部も含めてWEBを利用した事業推進と機器類の整備やシステム導入の検討等を進め、利用する上での更なる便宜を図るとともに、本会ホームページを整備し、会員への本会情報の提供や本会への諸手続事務の簡便化を図り、会員にとって更に使い易いものとなるよう努め、ITを活用して社会保険労務士の業務改善となる事業の推進を図る。

2. 研修の充実

会員社会保険労務士が必要とする各種研修を行う。新入会員からベテラン会員まで、どの層が どのような研修を望むかを踏まえ、社会保険労務士が労働社会保険諸法令における実務専門家と して、その能力の担保のため、幅広く知識を習得する研修から法的対抗能力を養成する研修等、 専門性を高める研修も検討し、会員にとって有益な研修の実施に努める。

令和4年度から導入した支部オンライン研修支援金制度と認定スタディグループ支援制度も順調に運営しており、本年度も更に充実したものとなるよう今後一層の推進を図る。

また、必要に応じて正副会長会が所掌して行う研修(全体研修)や中部地域協議会の所掌研修

等、研修部が実施する研修を補完し、かつ研修の共有化を図り、研修内容の多様化につなげたい。 研修の開催方法でも、ここ数年でWEB利用が常態化となり、必要に応じて集合研修を行うな ど、対面とオンデマンド配信との併用により、研修スタイルの多様化と受講者の受講方法の選択 が両立できるよう研修環境の改善を図る。

今後も、会員のニーズに基づいた研修内容の更なる充実を目指し、テーマを増やし、また専門性を高め、研修の質の向上と併せて配信方法、受講方法がうまくマッチし、バランスのとれた運用ができるよう更なる充実を図る。

研修項目の在り方について、令和6年度は各部・委員会が提案した研修項目を研修部会が基盤となり横断的に企画、実施するシステムを検討する。

3. 委託事業を通じての行政等への協力

年金事務所等における年金相談業務では、年金事業部を活用して現在抱えている課題や問題点を整理し、この克服に向けて鋭意検討する。特に今後の人材確保のため、支部と連携して相談業務要員の育成や、現在業務に従事している会員を対象にした能力を担保する研修の実施等、主に年金事業部の事業を通じて、年金相談業務の委託事業が滞りなく進むように努める。

また、働き方改革関連法の施行を通じて愛知労働局との連携も図ってゆく。働き方改革の基に社会保険労務士業務の推進に努め、関係行政機関等との相互信頼関係の維持推進を図る。

4. 社会貢献につながる業務の拡大

出前授業、寄付講座は将来社会に出る学生、生徒を対象に広く社会保障制度や賃金の修得を援助し、がん就労支援事業では主に病気治療と仕事又は家庭等との両立支援を助言サポートし、労働条件審査は行政における入札時等の補助機能として応え、そして、災害時における労働・社会保険等の相談業務に関する協定は災害被災時の相談対応における行政支援として対応するこれら事業は本会の社会貢献となる事業であり、また、会館を拠点にした総合労務相談室やセンター愛知労働トラブル相談室等の常設の無料相談室の運営、更には支部で行う社労士の日無料相談会等も、国民に向けた社会貢献となる事業であり、これら事業を通じて、社会保険労務士が行政や国民に認知され頼られる士業となるよう、積極的な推進を図る。

5. 職業倫理の研鑽

私たちは社会保険労務士の資格を得て、日々社労士業を営む会員や、勤務等会員も直接、間接的に社労士業に従事している。そこには、個人会員、社員、また勤務等会員において、ひとりひとりに高い職業倫理が求められる。職業倫理の徹底は社会保険労務士として高い信用・信頼の維持と更なる向上につながるものであり、その習得は必須である。そのため、本会として、連合会が毎年実施する倫理研修を補完し運営に協力するとともに、本会においても入会オリエンテーションやその他説明の機会を通じ、職業倫理の徹底を図ってゆく。

6. 勤務・その他会員と開業(社員)会員との連携の強化

勤務等部は、部の事業を通じ、勤務等会員の事業参加を促し、同時に開業(社員)会員との交流を図ることができる部であり、本会にとっても重要な存在である。

通常、開業(社員)会員が主体となって本会事業が運営されていくなか、勤務等部が実施する 講習会等の事業は、勤務・その他会員であることの意義を見出し、共通課題を議論し、また勤務・ その他会員の秀でた能力を発掘し、それらを開業(社員)会員と共有し共通認識を得ることを目 指し、このことが相乗効果となって本会の発展につながるものと認識する。

今後も勤務等部の活動を充実させ、勤務等会員の事業参画とともに開業(社員)会員との交流

を深めることで、相互の連携を強化し、かつ、勤務等会員の地位向上をも進める。

7. 本会(支部)事業協力者への環境整備

会務に貢献する会員への環境整備として、前年度から検討してきた会議構成員として当該会議に出席した際の金銭的な支援について、まずはその根拠となる会則を改正し、そして関係する細則類を整備し一定の枠組みでスタートした。本年度は、支部からの意見、要望等を慎重し審議し更なる調整等を進め、本会と支部が一体となった運用ができるよう引き続き検討してゆくとともに、本会や支部事業における諸謝金の整備にも努める。

また、役員会議や部・委員会、支部事業も含め、対面会議の良さもあるが、事情により会議出席が困難な場合もあるので、今後もWEBを活用した会議や研修を進め、会議や研修への参加や運営が容易にでききるよう環境整備を進め、同時に会議構成員への負担軽減にも努める。

また、本会(支部)事業に従事する会員への諸謝金についても、この機に見直しをし、併せて本会(支部)事業協力者への環境整備を進める。

本会及び支部組織は会員がその役員として就任し運営する組織体であるので、要望等には真摯に向き合い、その改善に努める。

8. 大規模災害に備えた防災事業等

近い将来南海トラフ巨大地震の襲来が予想され、防災対策、防災意識の高揚が叫ばれる昨今だが、一方では毎年、日本各地で主に風水害による甚大な災害が頻発しており、前年度では東三河地方で大規模は水害が発生し多くの被害が生じたことは記憶に新しい。このように甚大な災害が毎年日本のいたる所で発生していることから、本会では前年度に災害対応基金を創設した。これは、激甚災害等大規模災害時において甚大な被害を受けた個人会員への見舞金、被災した都道府県会への見舞金、本会機能の最低限の維持継続のための補充資金、その他、大規模災害時に本会として必要となる資金の積み立てを目的としており、毎年一定額を積み立ててゆくものだが、慶弔見舞金規程とも調整しつつ必要に応じた見直しを行う。

また、本会では数年前に総務部主導で本会の事業継続計画(以下「BCP」という。)を策定し、大規模災害に直面した時の本会機能の維持を目的に規定した。

しかし、迫り来る大災害では、私たち社会保険労務士は個人事業主でもあり、自身の事務所経営への被害も考えなければならない。このため、前年度は企画部においてBCPについて基礎的な研修を行った。今年度は会員自身の社会保険労務士業務におけるBCPの一層の周知を図り、個人会員が大規模災害に被災した時の自身の社会保険労務士事務所の業務の継続について研修を行う。また、個人会員の事務所の防災対応とBCPに関係する諸整備の支援も努める。

また、災害や防災に直結するものではないが、企画部において社会保険労務士事務所の事業承継についても検討する。

9. 関係団体との連携の強化

愛政連、中央SR、三河SR、㈱あいち社労保険センター、成年後見センター愛知とは、本会の関係団体として相互に連携、結束し、互いにより良い方向に向かえるよう舵取り役としての活動を充実する。

更には、愛知県弁護士会、愛知県行政書士会、日本労働組合総連合会愛知県連合会(以下「連合愛知」という。)等の隣接士業や関連他団体との定例的な協議会を通じて関係の維持強化と社会保険労務士制度をPRしてゆく。

10. 成年後見センター愛知の事業の充実と支援

成年後見センター愛知を設立した目的(高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とする。)に鑑み、この達成のため本会として成年後見センター愛知の活動を支援する。

11. 会館の維持管理

本会は社会保険労務士会館の所有者として、引き続き会館の維持管理に努める。会館が建設されてから一定年数を経過しており、会館の手入れや今後の大規模修繕に備え、計画的に積立金を積みたて、今後必要となる資金を十分に確保してゆく。

12. 会館の健全な運営

当面は会館存続の方針を継続し、本会の資産・財産として会館の健全な運営を目指す。そのためには、会館運営特別委員会を通じて会員の意見要望等を聴取しその反映に努めるとともに、将来の会館の在り方、方向性についても会務運営のなかで会員にとりより良い選択となるよう検討する。

13. 広報活動の更なる充実と事業展開

広報部が展開する広報活動を継続し、地に足の着いた地道な手段を用い、広い層への的確な浸透を図ってゆく。広報活動費を最大限に活かして広報活動の充実を図る。

広報の手段や方法の審議では、広報部が基盤となり横断的に企画、実施する広報システムを構築し、効率性や合理性を重視した組織として一体感を持った広報実施内容となるよう検討する。 また、中部地域協議会とも連携し、中部地域における広報活動を展開する。

14. 連合会事業への協力

連合会が実施する各種事業の運営には引き続き協力してゆく。

15. その他の事業

その他、個別の事業を行う。

- (1) 新入会員を対象とした入会オリエンテーション
- (2) 大学院への社会保険労務士受け入れ体制の充実
- (3) その他必要に応じた事業

具体的には、各部・各委員会で企画した以下の事業に基づき会務を推進する。

I 会 議

1 通常総会

令和6年5月27日(月)午後2時から名古屋観光ホテルにおいて開催する。

2 理事会

会務に関する諸事項を審議決定するため、定例6回程度開催する。

3 常任理事会

会務執行に関する諸事項を審議決定するため、定例6回程度開催する。

4 正副会長会

役員会議の開催及び付議議案に関すること、並びに役員会議で委任された事項等その他の会務に係る事項について審議するため、定例12回程度開催する。

5 支部長会

本会と支部との業務連絡、各支部間の調整並びに運営などについて審議するため、定例 5 回程度開催する。

6 協議会等

(1) 行政機関等との連絡協議会

関係行政機関との連携を密にするため、東海北陸厚生局、愛知労働局、日本年金機構及び 全国健康保険協会愛知支部等との連絡会議を必要に応じて開催する。

(2) 関係団体連絡協議会

愛政連及び成年後見センター愛知、並びに中央SR、三河SRとの業務提携や情報交換、 また㈱あいち社労保険センターとは個別の協議会を必要に応じて開催し、会館運営における 諸事項を協議する。

(3) 労使団体等との交流

社会保険労務士の業務改善や本会事業において、労使団体等関係各方面の団体(日本労働組 合総連合会愛知県連合会(連合愛知)等)との連携の可能性を模索するため、都度、労使団体等と の交流を図ってゆく。

(4) 中部地域協議会

中部地域(愛知・静岡・三重・岐阜・福井・石川・富山) 7 県会の定例会(主に2回) に参加し、広域的な業務連絡・情報交換等を行うとともに、研修等主催事業への参加に協力する。

(5) 自由業団体との交流

士業10団体で構成する名古屋自由業団体の定例会(概ね4回)に参加し、多面的な業務連絡・情報交換等を行い、その事業に参画する。

また、愛知県弁護士会他士業団体とは必要に応じて開催する意見交換会を通じ、相互に意見を交わして相互理解と友好関係を深める。

(6) 個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

個別労働紛争解決制度を運用している機関・団体(構成団体は愛知労働局、愛知県産業労働部、愛知県労働委員会、名古屋地方裁判所、愛知県弁護士会、日本司法支援センター愛知地方事務局(法テラス愛知)、愛知県司法書士会、日本産業カウンセラー協会中部支部)の構成員として連絡協議会に参加し、情報収集と意見等を交換する。

(7) その他の関係機関等

- i)愛知県及び関係機関等が開催する会議等(愛知県就労支援連絡会議、愛知県再犯防止連絡協議会、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業検討委員会、愛知県医療勤務環境 改善支援センター等)からの招集に基づき関係役員が出席し情報収集と意見等を交換する。
- ii) 名城大学大学院経営学修士課程への会員の受入れについて、継続した運用を図る。
- iii) その他、本会の関係する機関等からの依頼や会合には必要に応じ協力し、相互確認や協力、連携等を図ってゆく。

7 その他

(1) 入会オリエンテーション

原則として支部長会開催日にあわせ、その間の入会月ごとの新入会員を対象に入会オリエンテーションを開催する。

Ⅱ 事 業

1 本会の事業

(1) 全体研修

会員の業務に関係する重要事項や関心度が高いテーマを正副会長会が所掌して全体研修として開催する。

(2) 官署(所)等の協力事業

愛知労働局、愛知県及び日本年金機構並びに全国健康保険協会愛知支部等から業務を受託した場合には、前年度に引続き協力事業として行う。

(3) 全国社会保険労務士会連合会関係

- ア. 令和6年6月28日(金)パレスホテル東京 (東京都)において開催される通常総会に連合 会役員並びに連合会総会代議員が出席する。
- イ. 紛争解決手続代理業務試験及びそれに伴う特別研修の事務受託に協力する。
- ウ. 社会保険労務士国家試験の事務に協力する。
- エ. 連合会の研修課程による倫理研修を支援する。
- オ. 連合会が厚生労働省等から受託する各種委託事業の受託に協力する。
- カ. 社会保険労務士賠償責任保険制度の周知及び加入勧奨に協力する。
- キ. 電子申請に係る社会保険労務士電子証明書の取得促進に協力する。
- ク. 「ビジネスと人権」と社労士に関する研修実施に協力する。
- ケ. その他、連合会が行う諸事業に支援、又は協力する。

2 各部・委員会の事業

(1) 総務部

部会を7回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 令和6年度新規入会会員を対象に歓迎式及び懇親会を開催する。
- イ. 会則・諸規程の見直しを行う。
- ウ. 会員名簿(ホームページ版)を更新する。
- エ. 会長褒章の審査を行い、褒章対象者に褒章を行う。
- オ. 各種会議の開催等会務の運営が円滑に進行するように支援を行う。
- カ. 他の部・委員会に属さない事項を担当する。
- キ. その他、総務部として必要に応じた事業を実施する。

(2) 財務部

部会を6回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 日々の入出金を経理し、財務状況を管理する。
- イ. 決算報告書及び新年度予算案を作成する。
- ウ. 会費未納者の取扱い等を管理し、未収会費の減額に努力する。
- 工. 会費納入における口座引落しの方法への移行を勧奨する。
- オ. 令和6年1月から開始した会務運営に貢献する会員に対する謝金制度について、課題 点を洗い出し財務諸表の安全性を意識したうえでの改善策を検討し、関係部並びに支 部と調整する。
- カ. 大規模災害に対する災害対応基金等を積み立てる。
- キ. 支部監事連絡会議を開催する。
- ク. その他、財務部として必要に応じた事業を実施する。

(3) 研修部

部会を6回程度開催する。そして、主として次に事業を実施する。

- ア. 会員の資質向上を図るため、次の研修等を行なう。
 - ①本会研修 労働社会保険諸法令の改正など社労士としての基礎となる専門知識等の 修養に繋がる研修を年2回実施する。

②専門コース研修

- i)業務基礎
 - ・新人や若手会員のための社労士スタートダッシュ講座を入会3年未満は無料としてリアル2回+オンデマンド2回の研修を行う。
 - ・手続き・給与計算等業務系基礎講座をオンデマンド5回+リアル1回の研修を行う。
- ii) 実務研修
 - ・社労士の実務に関する研修を全5回の研修を行う。
 - ・中堅会員の事務所経営支援を中心とするステップアップ講座をリアル1回+オンデマンド3回の研修を行う。
 - ・安全衛生管理を実際の現場見学を通じて学ぶ研修を1回行う。
- ③随時研修・・・その他タイムリーなテーマでの研修を従来の年2回実施する。
- イ. 中部地域協議会が行う次の研修に参加協力する。
 - i) 労務管理研修(令和6年9月頃予定)
 - ii) 東海4県特別研修(東海4県(愛知・岐阜・三重・静岡県会)共催で令和7年2月頃 予定)
 - iii) 中地協他県会との研修の共有 中地協他県会とオンライン研修を共有し、他県会の主要な研修を受講できるよう にする。
- ウ. 支部オンライン研修支援金制度

オンライン化した支部研修を各支部年間原則3本を支援金の対象とし、全会員がオンデマンドで受講できるようにする。

エ. 認定スタディグループ支援制度

会員によるスタディグループの設立を後押しし、会員相互の学びにより専門性の高い社労士等を間接的に育成すると共に、その研究成果を愛知会全体で共有することで、会員のレベルアップを促進する。

オ. その他、研修部として必要に応じた事業を実施する。

(4) 広報部

部会を6回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 会報を5回(4月、6月、8月、10月、翌年1月)定期に発行し、会員に対して情報 の周知を図る。
- イ. 新聞及びラジオやSNS等のメディアを利用した社会保険労務士制度のPRを行う。
- ウ. 社会保険労務士会事業及び社会保険労務士制度のPRのため、ノベルティ・動画等を 作成する。
- エ. 広報システム検討会議を2回開催する。
- オ. デジタルサイネージを利用した社会保険労務士制度のPRを行う。
- カ. 行政、他士業団体等の各種団体との提携を通じ、社会保険労務士制度のPRを行う。
- キ. 各種新広告媒体の調査研究を行う。
- ク. 愛知・岐阜・三重3県合同で広報活動を行う。
- ケ. その他、広報部として必要に応じた事業を実施する。

(5) 企画部

部会を6回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。 ア. 会員のニーズを調査検討するために正副会長との交流会を実施する。

イ. 社会保険労務士の事業継続に資する事項を実施する。

- ウ. 社会保険労務士の事業承継に関する事業について調査検討し、提言する。
- エ. 会長からの諮問事項を調査検討し、提言する。
- オ. その他、企画部として必要に応じた事業を実施する。

(6) 業務部

部会を5回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 専門業務登録員を登録し、登録員名簿を作成し管理する。
- イ.公的機関等外部からの講師派遣の依頼に基づき、専門業務登録員を派遣し、市場対応 に努める。
- ウ.総合労務相談室を開設する。
- エ. 社会保険労務士の日にちなみ制度 PRのために各支部で開催する無料相談会への経費 支弁及び PR品等配布物を支援する。また、開催後に検討を加え、より発展するよう指 導する。
- オ.業務部に係る委託契約による講師派遣や、外部市場への講師派遣依頼へ積極的に対応する。
- カ. その他、業務部として必要に応じた事業を実施する。

(7) 勤務等部

部会を5回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 講演会(懇談会&フォーラム等を含む)の運営(諸準備~会場設営~講師謝金~会報 掲載等)を行う。なお、講演会は勤務会員だけでなく全会員を対象とする。
- イ. 勤務等新入会員の啓発(新入会員オリエンテーション及び歓迎会等への参加)を行う。
- ウ. 勤務等部及び愛知県社会保険労務士会の発展に寄与する連合会、他都道府県会、官公 庁行事への参加と交流を図る。
- エ.優良事業所見学を実施し、秀でた企業経営・労務管理をしている企業・団体を直接見聞することで、勤務等会員の「知の見える化」を促し、ひいては会員同士の交流を図る。
- オ. その他、勤務等部として必要に応じた事業を実施する。

(8) 社会貢献事業部

部会を5回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。 ア. 社会貢献事業の内容や質を更に高め、充実させる。

- イ. 労働条件審査事業について
 - (ア) 自治体に対する導入促進を強化し、また民間組織への活用を含め、働きかけを行う。
 - (イ) 労働条件審査の導入にあたり、必要な調査、検討を行う。公契約条例制定自治体の 増加に伴い、これを踏まえた導入を模索する。
- ウ. 学校教育事業について
 - (ア) 出前授業 (ワークルール教育) として、就労前の学生生徒に対し、労働・社会保険 を中心とした授業を展開する。
 - (4) 未実施校への働きかけ等、新規開拓の調査及び検討を行う。
 - (ウ) 社労士に向けた「出前授業事業講師意見交換会」を開催する。
 - (エ) 高等教育機関における先端・展開教育として、大学において寄付講座を実施する。
- エ. 社会的包括支援事業について
 - (ア) 病院内における「がん患者の就労支援」を実施する。
 - (イ) 社労士、病院関係者に向けた「がん患者就労支援相談研修会」を開催する。
 - (ウ) 名古屋保護観察所の協力雇用事業を支援する。
 - (エ) 企業及び大学に向けた「留学生就職支援」に参画し、学生及び企業向けのセミナー、

個別相談等を実施する。

オ. 災害対策事業について

- (ア) 自治体との災害協力協定締結を拡大し社会保険労務士の活動を自治体に周知する。
- (イ) 相談員を募集、登録するとともに、資質向上のための取り組みを行う。
- (ウ) 大規模災害時の協力要請があった場合は「大規模災害時支援活動実施要領」に基づいて相談員を派遣し、いち早く市民の支援を行う。
- カ. その他、社会貢献事業部として必要に応じた事業を実施する。

(9) 年金事業部

部会を6回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 年金業務に関する研修・ガイダンスを実施する。
- イ. 年金業務に係る委託契約に関して、支部と連携して支援する。
- ウ. 年金相談員希望者が相談業務に就ける体制を支援する。
- エ. 日本年金機構との連絡協議会を実施する。
- オ. その他、年金事業部として必要に応じた事業を実施する。

(10) 法務·社会保険労務士業務改革委員会

委員会を4回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 社会保険労務士法改正のための調査研究を、連合会、国会・労働行政、他士業の動き などを逐次把握しながら進める。
- イ. 労働問題を含む諸問題全般について動向を調査・検討し、必要な能力担保措置について て意見具申する。
- ウ. その他、法務・社会保険労務士業務改革委員会として必要に応じた事業を実施する。

(11) 電子化推進委員会

委員会を6回程度、必要に応じ小委員会を開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 本会ホームページの運用、維持管理、機能向上を行う。特に、会員サイトの全面リニューアルに向け、システム障害等を見つつ改善する。
- イ.メルマガ配信を行い、登録会員数は全会員数の80%を目指す。
- ウ. 電子申請の促進、DX化の推進のため、会員サポートを行う。
- エ. 会務運営合理化・効率化のため、クラウド型ソフト等DX化に必要な調査、提案、試作を行う。
- オ. その他、電子化推進委員会として必要に応じた事業を実施する。

(12) ADR運営委員会

委員会を6回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. センター愛知の運営等について審議する。
- イ. 次期あっせん人候補者を登録する者の研修を実施する。
- ウ. あっせん人候補者に対する能力担保研修を実施する。
- エ. 会員に対するセンター愛知のPR活動を実施する。
- オ. センター愛知の活用を促すため、引き続きすべての手続き手数料を免除するとともに 定期の無料相談を実施し、国民に対して各種のPR活動を行う。
- カ. その他、ADR運営委員会として必要に応じた事業を実施する。

(13) 監察綱紀委員会

委員会を5回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施す

る。

- ア. 会長の諮問を受け、会長が行おうとする処分に関し、調査及び審議し、その結果を答申する。
- イ. 社会保険労務士の職業倫理に対して、倫理観の欠如があった場合に指導、助言を行う。
- ウ. 社会保険労務士業務に関して、業務侵害行為があった場合、その行為の調査、侵害行 為の差し止めを行う。
- エ. 社会保険労務士業務に関して、一般国民から非難されるような不適切な行為を行った 社会保険労務士に対して、注意・指導・処分を行う。
- オ. 監察綱紀委員会で審議すべき事案と単なる苦情を明確に区分し、審議を要する事案に ついて対処する。
- カ. その他、監察綱紀委員会として必要に応じた事業を実施する。

(14) 特別委員会

次の特別委員会を開催する。また、必要に応じ設置される特別委員会を随時開催する。

①会館運営特別委員会

委員会を5回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 会館運営における諸課題について検討、調査する。
- イ. その他、会館運営特別委員会として必要に応じた事業を実施する。

②事業開発運営特別委員会

委員会を6回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 受託した委託事業を運営する。
- イ. 委託事業に付随した事業を運営、執行する。
- ウ. 委託事業の情報収集、調査を行う。
- エ. その他、事業開発運営特別委員会として必要に応じた事業を実施する。

3 支部の事業

(1) 通常支部会等会議の開催

ア. 令和6年度通常支部会の開催状況は下記のとおりである。

The Total State of the State of			
支 部	開催日	開会時刻	開催場所
名古屋東	4月18日(木)	午後4時00分	ホテルルブラ王山
名古屋西	4月18日(木)	午後3時30分	サイプレスホテル名古屋駅前
名古屋中	4月20日(土)	午前11時00分	ガーデンパレス名古屋
名古屋南	4月18日(木)	午後4時00分	サイプレスガーデンホテル
名古屋北	4月20日(土)	午後3時30分	ホテルプラザ勝川
三河東	4月16日(火)	午後3時00分	ホテルアークリッシュ豊橋
三河中	4月15日(月)	午後4時00分	岡崎ニューグランドホテル
三河西	4月18日(木)	午後3時00分	ホテルグランドティアラ南名古屋
知 多	4月19日(金)	午後2時30分	半田市市民交流センター
尾 張	4月19日(金)	午後3時30分	尾張一宮駅前ビル(i ビル)

イ. 支部事業の運営のため、必要に応じ幹事会等の役員会議を開催する。

(2) その他の事業

- ア. 知識の涵養を図るための研修を行う。
- イ. 官署(所)、行政機関等への協力業務を実施する。
- ウ. 懇親会、研修旅行等を行い、会員間の親睦を図る。

エ. その他、支部事業計画に基づく事業を実施する。